

四日市市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 4 日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第 27 号

四日市市水道事業給水条例の一部を改正する条例

四日市市水道事業給水条例（昭和 35 年四日市市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料)</p> <p>第 37 条 手数料は、次の区分により、申込者から申込みと同時にこれを徴収する。ただし、管理者において特別の理由があると認めるときは、申込後に徴収することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定給水装置工事事業者指定手数料</p> <p>ア 指定給水装置工事事業者を指定するとき 1 件につき <u>10,000</u>円</p> <p>イ <u>指定給水装置工事事業者を更新</u>するとき 1 件につき <u>7,000</u>円</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(手数料)</p> <p>第 37 条 手数料は、次の区分により、申込者から申込みと同時にこれを徴収する。ただし、管理者において特別の理由があると認めるときは、申込後に徴収することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定給水装置工事事業者指定手数料</p> <p>指定給水装置工事事業者を指定するとき 1 件につき <u>14,000</u>円</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の四日市市水道事業給水条例の規定は、この条例の施行の

日以後に申込みのあった指定給水装置工事事業者の指定に係る手数料について適用し、施行の日前に申込みのあった指定給水装置工事事業者の指定に係る手数料については、なお従前の例による。

(上下水道局お客様センター)